

近畿運輸局による輸送の安全の確保に関する命令に対する再発防止策

番号	命令事項	再発防止策
1	船舶所有者は、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合又は船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある修理を行う場合において、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条に基づく検査を受検し、合格した船舶を航行の用に供すること。	船舶安全法第5条の遵守を徹底すべく、内航船舶事業従事者全員に関係法令の教育を行い、それぞれの役割を再確認の上連携を行い、分担し、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある事象が生じ、修理を行う場合においては船舶安全法第5条に基づく検査を受検し、合格するまで運航しないよう周知を行いました。 今後は、修繕が発生する場合は管轄の運輸支局に都度確認することを周知、徹底しました。 また、進捗管理を確認する事故処理フローを作成。
2	経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第4条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。	本件事象の周知及び安全意識の高揚を図るため、経営トップからのコミットメントを内航船舶従事者に発信し、命令発出後は経営トップと安全統括管理者が対面で命令事項に関する説明を行いました。 また、関係法令教育、安全マネジメントに関する社内研修の受講により、経営トップ及び安全統括管理者の関係法令及び安全管理規程を再認識する機会としました。 併せて、経営トップによる訪船、巡視を実施し、職場把握や、船員との双方向のコミュニケーションの機会をつくり、安全最優先の原則が浸透する環境を整え、訪船指導プランを作成の上でチェックを行い、今後も継続してまいります。 さらに、命令発出を受けて、経営トップよりコミットメントを発信し、本件事象と安全最優先の原則の再周知を実施いたします。
3	安全統括管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第17条に基づき関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	安全統括管理者主導のもと、内航船舶事業従事者を対象とした関係法令教育、安全管理規程教育を実施し、安全最優先の理念、関係法令の遵守、緊急連絡網を周知徹底いたしました。引き続き継続的な教育を実施しています。 今後、関係法令及び安全管理規程に関する具体的な教育計画を策定し、遵守、徹底を図るため継続的に実施します。

		また、内航部安全衛生管理対策会議で安全管理規程の遵守状況を確認することで、課題や問題点の早期発見と改善に努めます。併せて、関係法令に関する情報やヒヤリハット、他社事例など 安全に関する情報発信の強化や船員と定期的に面談を実施し、安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを確立し、安全最優先の原則が社内で徹底できるような環境づくりを行います。 さらに、命令発出を受けて、訪船指導プランを作成の上で乗組員研修を実施し、改めて関係法令と安全最優先の原則についてチェックいたします。
4	運航管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第18条に基づき船舶の運航管理及び輸送の安全確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を行うこと。	運航管理者は関係法令教育、安全管理規程に関する勉強会を行い、安全管理規程に基づいた適正な対応がとれるよう、それぞれの職務及び権限、運航管理体制や報告体制の再認識を図り、船長と協力して輸送の安全を図ることができる体制を整えました。 今後、訪船指導プランを作成の上でチェック内容を内航部安全衛生管理対策会議内にて確認作業を行い、関係法令及び安全管理規程、事故処理基準の再確認を行います。
5	船長は、安全管理規程第39条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置について、速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。	船長及び運航管理者に対し、関係法令教育、安全管理規程に関する勉強会を行い、安全管理規程及び事故処理基準に基づいた適正な対応がとれるよう、それぞれの職務及び権限、運航管理体制や報告体制の再認識を図りました。これによって、船舶の状況が運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、必ず協議を行い、運航休止、運航計画または配船計画の臨時変更の処置をとるよう周知、徹底を行いました。 今後は、それぞれの役割を再確認の上連携を行い、分担し修繕が発生する場合は監督官庁及び運輸支局に都度確認することを周知、徹底しました。
6	運航管理者は、安全管理規程40条及び事故処理基準第7条に基づき、船舶からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の実態把握及び船舶に対する必要事項の連絡及び助言を行う等、必要な措置を講ずること。	運航管理者及び船長に対し、インシデントが発生した場合には記録を徹底するよう指導しました。 また、運航の記録に関するマニュアルを策定、周知し、運用を開始しました。 併せて、経営トップ及び安全統括管理者の巡視時に記録類を確認するように変更しました。 事故処理基準第7条を基に緊急連絡先の周知と掲示

		を行いました。
7	運航管理者は、安全管理規程第45条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに近畿運輸局にその概要及び事故処理の状況を報告すること。	運航管理者に対し、安全管理規程に関する勉強会を行い、安全管理規程第45条及び事故処理基準第4条に基づく報告を行うよう周知徹底、教育しました。
8	安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程（運航基準、事故処理基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施すること。	安全統括管理者、運航管理者、船長を含む内航船舶事業従事者全員に対し、それぞれの職務及び権限を理解して必要な措置がとれるようにするため、安全管理規程及び事故処理基準の再教育を実施し、安全管理規程の遵守の再徹底を指導し、速やかに異常時の対応や報告ができる体制を整えました。 また、命令発出を受け、今後は特定訓練を含む訓練を実施することで、報告手順を再確認します。